

小牧市自殺対策計画について

1. 策定の経緯

日本の自殺者数は、平成 10 年（1998）年以降 3 万人を超える危機的な状態が続いていた。

平成 18 年 自殺対策基本法 制定

⇒これにより、国及び地方公共団体等に自殺対策の責務が生じた

国、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組みの結果、年間自殺者数は減少傾向。

平成 28 年 自殺対策基本法改正

⇒「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため改正

- ・自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記
- ・自殺対策の地域間格差を解消し、自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することが義務付けられた。

平成 29 年 自殺総合対策大綱改正

⇒・地域レベルでの実践的な取組みの更なる推進

・若者の自殺対策、勤務問題等による自殺対策の更なる推進

・自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少することを目指し、令和 8 年までに平成 27 年比 30%以上減少させることを目標とすることを掲げる

平成 31 年 3 月 小牧市自殺対策計画策定

⇒計画期間は令和元年度から令和 6 年度までの 6 年間

2. 小牧市自殺対策計画

(1) 計画の目標

計画の目標は、本計画最終年度である令和 6 年までに、小牧市の自殺死亡率を平成 27 年の自殺死亡率 23.4 から 17.7 以下にすることが目標

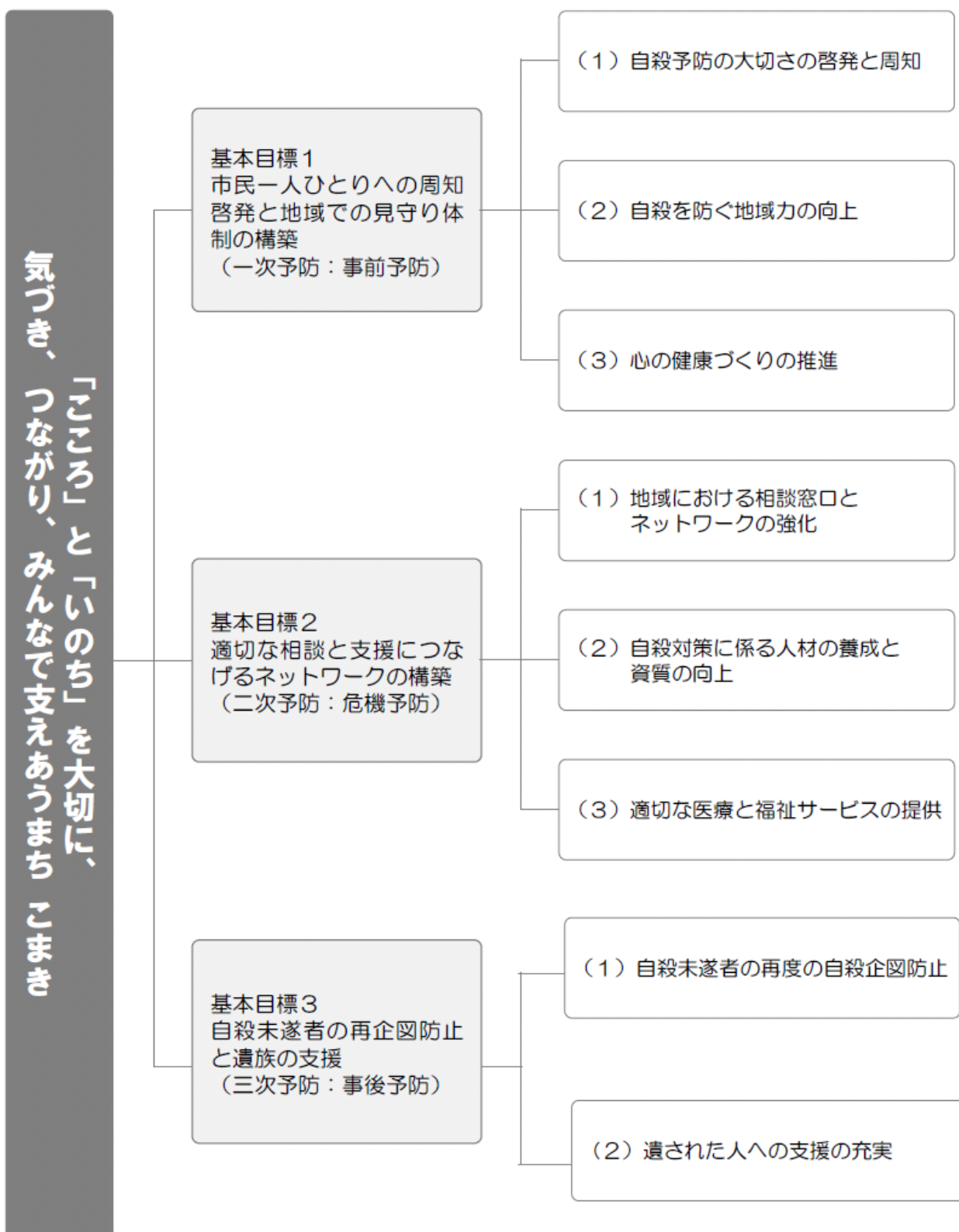
自殺死亡率の減少 (人口 10 万人対)	平成 27 年	令和 4 年	令和 6 年	令和 8 年
国	18.5	—	—	13.0 以下 (平成 27 年から 30%減を目標)
愛知県	17.5	14.0 以下	—	13.0 以下
小牧市	23.4 (基準値)	—	17.7 以下 (基準値から 24.4%減)	16.4 以下 (平成 27 年から 30%減を目標)

(2) 計画の基本理念と基本目標

【 基本理念 】


【 基本目標 】

【 基本施策 】




【重点取組】


●生と性のカリキュラムの推進

指標名	基準値 (平成 29 年度)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	目指す方向性 (令和 6 年度)
「生と性のカリキュラム」の受講後「自分を大切にしよう」と思う中学生の割合	—	93.2%	92.5%	93.8%	

●事業所等での「こころの健康」に関する出前講座

指標名	基準値 (平成 29 年度)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	目指す方向性 (令和 6 年度)
事業所等での「こころの健康」に関する出前講座の実施回数	—	2 回	1 回	2 回	

●うつ・自殺対策相談窓口ネットワーク会議

指標名	基準値 (平成 29 年度)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	目指す方向性 (令和 6 年度)
うつ・自殺対策相談窓口ネットワーク会議の開催回数	年 1 回	1 回	2 回 1 回は書面開催	1 回 書面開催	

●ゲートキーパーの養成

指標名	基準値 (平成 29 年度)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	目指す方向性 (令和 6 年度)
ゲートキーパー養成講座受講者数	332 人	126 人	108 人	241 人	